

小豆島町うちのみ漁師村指定管理者募集要項

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 小豆島町うちのみ漁師村
- (2) 所在地 小豆島町田浦甲928番地3
- (3) 施設の設置目的（沿革、役割等）

地域で生産される農林水産物の計画的な販売と、特色ある商品作りを目指すとともに、就労の場を確保することにより、農林水産業者の所得の向上及び観光事業、地場産業の振興に寄与することを目的として、小豆島町うちのみ漁師村（以下「漁師村」という。）を設置する。
- (4) 施設概要：木造平屋建
敷地面積：269.56㎡
延床面積：140.3㎡
開館（設置）平成8年4月1日開館
- (5) 事業概要
 - ア 漁師村の利用の許可に関する業務
 - イ 漁師村の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ウ 前2号に掲げるもののほか、漁師村の運営に関する事業のうち、町長が必要と認める事業

2 管理の基準

指定管理者が管理運営を行うにあたり、次の事項を遵守すること。なお、詳細は仕様書を参照してください。

- (1) 営業時間及び営業日 仕様書のとおり
- (2) 関係法令及び条例等を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (3) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (5) 文書の管理・保存

指定管理者が、施設の業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等については、小豆島町文書管理規定に準じて、別途、指定管理者において文書管理規定等を定め、適正な管理・保存を行うこと。
- (6) 事業計画及び収支計画書の提出

毎年度2月末までに、次年度の事業計画書及び収支計画書について、町担当課へ提出すること。事業報告書と併せて提出することも可とする。
- (7) 毎年度終了後2月以内に指定管理業務全般に係る事業報告書を作成し、提出すること。
- (8) その他

管理の基準の細目については、町と指定管理者との間で締結する協定で定めます。

3 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務

ア 1の(5)に掲げる事業の実施に関する業務

イ その他、施設の管理に関する事務のうち、町長のみの権限に属する事務を除く業務

※町長のみの権限に属する事務は、行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第7項）、不服申立てに対する決定（地方自治法244条の4）等法令により定められています。

(2) 留意事項

ア 指定管理者が実施することになる管理運営業務の詳細及びその基準については、別紙仕様書を参照してください。

イ 管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、管理業務の一部であって自ら行うことが困難なものについて、あらかじめ町の承認を受けたときは、この限りではありません。

ウ 事業の評価結果等により、指定管理者の業務が基準を満たしてないと判断した場合、是正勧告を行い、改善が見られない場合は指定を取り消すことがあります。

4 指定の期間

(1) 令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間で予定しています。

ただし、この指定の期間は、町議会の議会により確定することになります。また、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

(2) 指定管理者から、指定期間の4年度目が終了する3月末までに更新を希望する旨の申し出（任意の書面）があった場合は、非公募で5年間の指定期間の更新を1回限り認めます。ただし、更新については、条件を満たしたうえ、議会の承認を得られた場合に限りです。なお、期限までに更新希望の申し出が無い場合は、従来の公募制を実施します。

(3) 更新については、次の条件を全て満たす場合に限るものとし、小豆島町うちのみ漁師村指定管理者選定審議会（以下「審議会」という。）で審議のうえ、その判断は町が行います。また、管理を継続することが適当でないと認めるときは、更新期間であっても指定を取り消すことがあります。

ア 当該施設に対する町の政策（施設の位置づけ）に変更がないこと

イ 建替えや大規模修繕など、町の施設運営方針に大きな変更がないこと

ウ 当該指定管理者の管理運営の状況が優良であること

エ 次期の協定条件について、町と指定管理者の双方が合意できること

オ その他募集要項で示した更新のための条件を満たしていること

カ 改めて議会の議決が得られること

5 管理に要する経費

(1) 利用に係る料金

施設の管理については、漁師村の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受することができます。

利用料金については、町長の承認を経て、指定管理者が定めることができます。

(2) 施設使用料

指定管理者は、施設使用料として、年額582,000円を毎年3月末までに当該年度分を町へ支払うものとします。

また、使用料の額に変動が生じたとき、又は比隣の使用料に比較して不相当となったときは、町と指定管理者との協議によってその額を決定します。

6 応募資格

応募しようとする法人等は、次の各号のいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 小豆島町内に事務所を置く法人等であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 小豆島町から指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (4) 町税等を滞納していない法人等であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っていない者であること。
また、銀行取引停止、主要取引先からからの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。
- (6) 暴力団（暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等でないこと。
- (8) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む法人等でないこと。

7 公募手続き

(1) 募集要項等配布

次のとおり、募集要項を配布します。

配布期間 **令和8年10月13日（火）から同年11月13日（金）まで**

配布場所 小豆島町農林水産課（本館1階）

〒761-4492 小豆島町片城甲44番地95

電話番号 0879-82-7026 F A X 0879-82-7028

(2) 質問事項の受付

募集要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間 令和8年10月13日(火)から同年10月30日(金)

受付方法 別紙質問票に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX 0879-82-7028 olive-nosui@town.shodoshima.lg.jp

(3) 申請書等の提出

申請にあたっては、以下の書類を町（農林水産課）に提出していただきます。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 指定管理者指定申請書

イ 事業計画書

ウ 管理に関する収支計画書（令和9年度から令和14年度までの5か年分を年度ごとに作成すること）

エ 定款、寄付行為の写し、規約又はこれらに類する書類

オ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

カ 団体の役員名簿

キ 前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類（設立趣旨、従業員数、資本の額、経営規模など）

ク 直前2事業年度における貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の団体の財務状況を明らかにする書類

ケ 町税等（国民健康保険税を含む）の滞納がないことを証明するもの（納税証明書）

コ その他町長が必要と認める書類

○受付期間 令和8年10月13日(火)から同年11月13日(金)まで

午前9時から午後5時まで（土日・祝日は除く）

○提出場所 小豆島町農林水産課（本館1階）

(4) 申請にあたっての留意事項

ア 申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合

申請はなかったものとして取り扱うこととします。

イ 接触の禁止

申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は審議会委員に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となる場合があります。

ウ 応募の辞退

団体等の解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届を提出してください。

エ 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合

申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とします。

オ 費用負担

申請に要する費用等は、すべて申請団体等の負担とします。

カ 情報開示

提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。また、議会審議（総務建設常任委員会）のため、応募法人の経営状況に関する書類及び事業計画書等を判断材料として提示します。なお、小豆島町情報公開条例第6条の規定による非公開情報に該当する資料（応募法人の経営状況に関する書類及び事業計画書等）は、同条の趣旨に鑑み、審議終了後、配布者から回収するものとします。

8 指定管理者候補の選定

（１）選定方法

審議会において、提出書類の審査及び面接（プレゼンテーション（20分程度）、質疑応答）を行い、各委員が次の選定基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理者候補として選定します。

（２）選定基準

ア 施設の設置目的を達成するため、町が示した管理運営の方針と整合性があるか

- ・施設の設置目的に合致した方針か
- ・町の施策や町が求める提案等に対して柔軟に対応できるか
- ・事業計画の内容は適正か（具体性はあるか）

イ 運営団体の安定性はあるか

- ・団体の安定性、継続性はあるか
- ・安定した管理体制を提供できる財政基盤があるか
- ・受託への意欲、熱意はあるか

ウ 施設の効用を最大限に発揮できるとともに経費の縮減が図られるか

- ・効率的運営、効率化の取り組みが図られるか
- ・管理経費削減のための工夫を行うことができるか
- ・当該管理業務に対する経営努力があるか
- ・具体性をもった利用促進策を考えているか

エ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか

- ・管理責任者や経理責任者の体制は明確になっているか
- ・収支計画書の内容は適正か
- ・施設管理に適した職員が配置されているか
- ・職員の育成について、どのような考え方をもっているか
- ・安全管理や緊急時等の対応は

オ 地域との関わりについて

- ・ 地域から雇用を最大限実現することができるか
- ・ 観光協会等が行う行事や地元自治会が行う地域行事への協力連携ができるか
- ・ 地域特産品の販売促進等により地域の活性化を推進することができるか

(3) 審査結果の通知

選定審議会で申請者の最終評価を行い、指定管理者として最もふさわしい法人等(以下「選定事業者」という。)を選定します。選定の結果は、申請者全員に書面で通知します。また、応募が1団体で選定審議会に諮る場合は、本評価項目により当該団体が指定管理者に適しているかを評価します。

9 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、小豆島町議会の議決が必要です。原則として選定事業者を指定管理者候補者として小豆島町議会定例会に上程し、議決を経たのち、指定管理者として指定する予定です。(令和8年12月予定)

(2) 協定の締結

小豆島町と指定管理者とは、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項について協議の上「協定」を締結します。なお、協定の主な内容は、仕様書を参照してください。

(3) 留意事項

ア 指定の議決を経るまでの間又は議決後に指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても指定しないことがあります。

イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ・ 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- ・ 資金事情の悪化等により、事業の履行に支障があると認められるとき
- ・ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

10 事業実施状況の確認

町は、指定期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握するため、定期的に報告を求めます。また、必要に応じて臨時に報告を求め、実地調査を行うことがあります。

確認の結果、管理の基準や事業計画に記載された事項等が達成されていない場合には、町は改善措置を講じる等の指導を行います。さらに必要な場合は、業務の停止や取り消しを行うことがあります。

1.1 その他

(1) 指定管理者の履行責任に関する事項

ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切」な対応を行い、速やかに町に報告しなければなりません。

イ 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに町に報告しなければなりません。

ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定めることとします。

(2) 事業の継続が困難になった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、町は指定の取り消しをすることができるものとします。その場合において、指定管理者に損害が生じて、町はその賠償の責めを負わないこととします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力、町及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、町と指定管理者とは誠意をもって協議するものとします。

(4) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、町が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

分担表

項 目	負担区分		備 考
	町	指定管理者	
①物価変動		○	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増
②金利変動		○	金利の変動に伴う経費の増
③周辺地域・住民及び施設利用者への対応		○	地域との協調
		○	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、要望等への対応
	○		上記以外
④法令の変更	○		施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更
		○	指定管理者に影響を及ぼす法令変更
⑤税制の変更	○		施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更
		○	一般的な税制変更

⑥議会・行政的理由による事業変更	○	○	町議会での方針転換又は行政的理由から、施設管理・運營業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその維持管理費における当該事情による増加経費
⑦不可抗力	○		不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象)に伴う施設・設備等の修復による経費の増加及び事業履行不能
⑧書類の誤り	○		仕様書など町が作成した書類の誤りによるもの
		○	事業計画書など指定管理者が作成した内容の誤りによるもの
⑨施設・設備・備品の損傷		○	指定管理者の故意又は過失によるもの
	○		設計・構造上の原因によるもの
		○	経年劣化、第三者の行為から生じたもののうち相手方が特定できないもの等で、修繕に係る費用が小規模なもの
	○		経年劣化、第三者の行為から生じたもののうち相手方が特定できないもの等で、上記以外のもの
	○	(○)	施設の火災保険への加入
⑩資料等の損傷		○	管理者として注意義務を怠ったことによるもの
⑪備品の新設、増設又は取替		○	(金額による区分)
⑫第三者への賠償		○	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合
	○		上記以外の理由により損害を与えた場合
⑬セキュリティ		○	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等
⑭事業終了時の費用		○	指定管理業務の期間が終了した場合における事業者の撤収費用
		○	指定の取消し又は業務停止により生ずる経費

※質疑のある場合や、定めのない事項については、指定管理者と町が協議の上、定めこととします。

1 2 添付資料、様式（別添）

指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

事業計画書（様式 1）

管理に関する収支計画書（様式 2）

誓約書（様式 3）

申立書（様式 4）

応募辞退届（様式 5）

小豆島町うちのみ漁師村指定管理者募集要項等に関する質問票

小豆島町うちのみ漁師村管理運営業務仕様書

1 3 問い合わせ先

〒 7 6 1 - 4 4 9 2

小豆島町片城甲 4 4 番地 9 5

小豆島町農林水産課 農林水産係

電話番号 0879-82-7026 F A X 0879-82-7028

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

令和 年 月 日

小豆島町長 大江 正彦 殿

申 請 者

団体の名称

代表者氏名

⑨

所 在 地

電 話 番 号

小豆島町うちのみ漁師村について、小豆島町うちのみ漁師村条例第 4 条 2 項及び第 3 項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

【添付書類】

- 1 事業計画書（様式 1）
- 2 管理に関する収支計画書（様式 2）
- 3 定款、寄付行為の写し、規約又はこれらに類する書類
- 4 法人の登記事項証明書
- 5 団体の役員名簿
- 6 前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類（設立趣旨、従業員数、資本の額、経営規模など）
- 7 直前 2 事業年度における貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- 8 納税証明書
- 9 その他町長が必要と認める書類

(様式1)

小豆島町うちのみ漁師村 事業計画書

令和 年 月 日

住 所

団 体 名

代表者氏名

⑨

団体設立年月日	
電話番号	
F A X 番号	
E-mail	
事 業 計 画	
(別紙可・枚数の制限はありません。)	
(施設の設置目的及び町が示した管理方針に対する団体の経営方針について記載すること)	

(様式2)

小豆島町うちのみ漁師村の管理に関する収支計画書

令和 年 月 日

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

令和 年度 収支計画書

(単位：千円)

費 目		内 訳 (金 額)		備 考
収 入	利用料金収入			
	事業収入			
	その他			営業外収入 (受取利息・雑収入)
収入合計 (A)				
支 出	仕入れ			
	販売費及び一般管理費	給 与 手 当		
		法定福利費		
		福利厚生費		
		広告宣伝費		
		原価償却費		
		賃 借 料		
		修 繕 費		
		事務用品費		
		消 耗 品 費		
		光 熱 水 費		
		租 税 公 課		
		保 険 料		
		雑 費		
		計		
	法人税、住民税及び事業税			
支出合計 (B)				
余剰金 (C) = (A) - (B)				

注) 1 費目及び内訳の項目は適宜変更 (追加、抹消) してください。

2 積算根拠等を備考欄に記入してください。(別紙でも可)

3 できるだけ詳細に記載してください。

(様式3)

誓 約 書

令和 年 月 日

小豆島町長 大江 正彦 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

当団体は、小豆島町うちのみ漁師村指定管理者募集要項に定める応募資格等に関し、下記事項について、すべて該当する者であることを誓約いたします。

記

- 1 小豆島町内に事務所を置く法人等であること。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- 3 小豆島町から指名停止措置を受けていない法人等であること。
- 4 町税等を滞納していない法人等であること。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っていない者であること。また、銀行取引停止、主要取引先からからの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。
- 6 暴力団（暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- 7 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等でないこと。
- 8 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む法人等でないこと。

(様式4)

申 立 書

令和 年 月 日

小豆島町長 大江 正彦 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

⑩

小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者申請書類について、下記のとおり申し立てます。

記

以下の提出書類については、該当ありません。

(該当のない提出書類の名称)

(該当のない理由)

(様式5)

応 募 辞 退 届

令和 年 月 日

小豆島町長 大江 正彦 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

⑨

当団体は、小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者に応募しましたが、下記の理由により応募を辞退いたします。

記

(応募を辞退する理由)

(様式6)

小豆島町うちのみ漁師村指定管理者募集要項等に関する

質 問 票

令和 年 月 日

住 所

団 体 名

代表者氏名 ㊟

担当者氏名

電 話 番 号

F A X

E メ ー ル

NO.	頁	項目番号	質問項目	質問内容

※欄が不足する場合は、適宜、追加・修正してください。